「情報通信審議会　情報通信技術分科会　IP ネットワーク設備委員会　報告（案）」についての意見募集の結果

意見募集期間：令和７年 12 月３日（水）から令和８年１月６日（火）まで
提出されたご意見の件数：６件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者（提出順）
1	個人
2	個人
3	個人
4	個人
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	日本自動車輸入組合

「情報通信審議会　情報通信技術分科会　IP ネットワーク設備委員会　報告（案）」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

意見No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	全般	2030 年代以降に始まるとされる、6G にも対応できるか。	非常時事業者間ローミングは、非常時における通信手段の確保に向けた方策の一つとして検討を進めてきたものであり、現在の対象範囲は音声・データ通信で広く利用されている技術である 4G LTE としております。 ご意見いただいた 6G への対応については、非常時事業者間ローミングにおける 5G 及び 6G 化へのニーズなどを踏まえつつ、必要に応じて検討していくことが適当と考えます。	無
2	全般	非常時事業者間ローミング制度の整備に関する検討に対し、下記の通り意見を提出いたします。 1. 制度の重要性 非常時事業者間ローミングは、災害時や通信障害時に、他社の回線を臨時に利用できる仕組みです。 ・フルローミング：通話・データ・緊急通報が他社回線で利用可能	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

	・緊急通報のみローミング：通常ネットワークが止まっても緊急通報は可能 制度自体は前向きですが、実際に災害時にすべての利用者が安心して通信できるかは課題があります。		
IV 第１章 全般	2. 技術的・端末対応の課題 ・対応端末の確認が難しい 利用者が自身の端末でサービスが使えるか判断するのは困難です。事業者による周知や端末判定の仕組みが必要です。 ・衛星通信の活用検討 古い端末・基地局障害による通信不能リスクに対する記載が見当たりません。	報告（案）IV第１章 1.1 表１の３項に記載されているように、対応端末について十分な周知をしていくことが適当と考えます。 非常時事業者間ローミングは、非常時における通信手段の一つであり、報告（案）IV第４章に記載されているように、非常時事業者間ローミング以外の通信手段の活用も含め、非常時の通信手段の確保に向けた環境整備及び関係事業者間の協力の一層の進展を期待します。	無 無
IV 第２章	3. 運用・発動ルールの課題 ・発動条件の限定性 震度 7 や災害警戒会議設置時のみ発動されるため、局地的な通信障害や軽微な災害では対応できない可能性があります。	報告（案）IV第２章 2.3 に発動・終了の条件が記載されているように、非常時事業者間ローミングは「震度７や災害警戒会議設置時のみ」に発動されるものではありません。	無

	・発動の迅速性に制約 　実際の商用環境での発動訓練は制約があり、災害時に想定外のトラブルが発生するリスクがあります。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
	・発動手順・連絡体制の複雑さ 　災害時の混乱下でスムーズに発動できるか不透明です。手順の簡素化や自動化が求められます。	報告（案）IV第 2 章 2.4 に記載されているように、MNO（Mobile Network Operator）において、発動の迅速化に向けた取り組みを行うこととしております。	無
第 1 章 1.2	4. 利用者周知・広報の課題 ・周知手段が受動的 　PDF・動画・HP・防災イベントへのアクセスに依存しており、災害時に操作方法を知らない利用者が多くなる可能性があります。	報告（案）IV第 1 章 1.1 に記載されているように、非常時事業者間ローミングの周知・広報については、サービスの導入や概要等を平時の周知の際に利用者に積極的に周知していくことが望ましいと考えます。	無
第 1 章 1.2	・専門用語の理解難度 　「フルローミング」「緊急通報のみローミング」などは一般利用者にわかりにくいため、簡易な説明や図解が望ましいです。	報告（案）IV第 1 章 1.2.2 に記載されているように、一般利用者には理解が難しいと考えられる用語について、MNO において改善に向けた検討を継続することとなっております。	無

	第 1 章 1.3 p.21	・制約事項の伝達不足 「一部端末は圏外表示になる」「特定番号には接続制限がある」などの制約を伝える必要があります。 5. 制約事項の課題 ・番号制限の存在 #7119 や#9110 など一部番号への接続制限があり、緊急通報の完全保証にはなりません。 ・緊急通報のみ方式の対象端末限定 令和 8 年春以降の端末のみ対応で、現状多くの利用者が対象外です。 ・圏外表示のリスク 通報可能でも「圏外」と表示される場合があり、利用者が実際に通報できるか判断しにくいです。	報告（案）IV第 1 章 1.3 に記載されているように、制約事項については、MNO において、今後の検証等を踏まえ、可能な範囲で利用者への周知等を図っていくことが必要であると考えます。	無
	全般	6. 総合的な課題 ・制度上は非常時ローミングが可能でも、端末・番号・ネットワーク制約により、すべての利用者が確実に通信できるわけではありません。 ・操作手順や制約事項が多く、災害時の混乱下で誤操作や不安が生じるリスクがあります。 ・実効性の検証や訓練が限定的で、災害時に確実に機能するかは未知数です。	「2. 技術的・端末対応の課題」から「5．制約事項の課題」までに記載した考え方のとおりです。	無

		・衛星通信を補助手段として制度に組み込むことで、通信途絶リスクを低減できます。		
	全般	7. 提言 ・古い端末も含めた対応端末の拡充と確認方法の簡素化 ・発動手順の簡素化・自動化や訓練の頻度向上 ・利用者への周知方法の多様化（アプリ通知、SMS、実地訓練など） ・制約事項・利用可能端末情報をわかりやすく伝えるガイドライン作成 ・衛星通信等の補助的手段の制度組み込みによる通信途絶リスクの軽減 以上の点を踏まえ、利用者が災害時に安心して通信できる体制のさらなる充実を希望します。	「2. 技術的・端末対応の課題」から「5．制約事項の課題」までに記載した考え方のとおりです。	無

3	第１章 1.1	ETWS はドコモが多大なリソースを注いで実現しており、かつプラットフォーム運用も非精算で実現するとあります。そこで、 (1) 第１章　11 頁以降の内容において、災害時緊急ローミングの仕様や ETWS の仕組みや努力量の各社差に関しては総務省が責任を持ち身銭を切って周知徹底することとする表現を追加すべきだと考えます。 (2) 第１章　14 頁の表を念頭に、今回規格化した機能に関して一つでも実現できない機能がある MNO、MVNO、NW、それに端末などは、販売者の責任において詳らかに仕様表のなかでその旨を公開することとする表現を追加すべきだと考えます。	非常時事業者間ローミングは、非常時における通信手段の確保に向けた方策の一つとして、携帯電話事業者により導入が予定されているものです。報告（案）Ⅳ第１章に記載されているように、携帯電話事業者や端末ベンダー等は、周知・広報を丁寧に行う必要があると考えます。	無
	第２章 2.5 p.33	(3) 第２章　33 頁 「非常時事業者間ローミング発動時に提供できる通信速度を、送受信時最大 300kbps と目標設定」に関して、救済を行う側の MNO ともともと契約していた利用者は災害用の通信モードで比較的に高速で利用できる場合が考えられる。この場合の使用感の差は当然のことであり、救済されている側の MNO/MVNO 利用者から不適切な批判がなされないように、また不適切な批判がなされても政治的な要素を含めて救済を行う側の MNO に対して経済的損失等があたらないように総務省が確約する表現を追加すべきだと考えます。	非常時事業者間ローミングは、救済事業者が、自社設備の空きリソースなどを活用して救済を行うものであるため、ご指摘の「使用感の差」が発生することはやむを得ないものと考えます。携帯電話事業者は、この点について、非常時事業者間ローミングの導入に当たって、利用者に十分に周知することが適当と考えます。	無

4		IP ネットワーク設備委員会報告（案）を通じた通信料金の公共料金化義務化提案		
	その他	報告（案）を支持しますが、非常時事業者間ローミングの技術条件整備を機に、通信料金を公共料金化すべきです。こうした技術が進む今こそ、金儲け優先を終わらせ、公共料金化しない方がおかしい状況です。 災害時の通信確保は命に関わる根幹インフラですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まりが弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率 75% vs 都市 90%、総務省 2025 年データ）。ローミングが可能な技術があるなら、平常時も国民全員が安く使えるべきです。他国（フランス月 2,000 円、イタリア 1,800 円）と比較しても、日本の高料金は異常。公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担 10-20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者の緊急連絡やオンライン医療利用を促進し、地方デバイド解消。 MNP 簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）と手数料・解約金・複雑割引禁止で乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で競争活性化、中古市場活性化。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

		端末分離（家電量販店自由価格）で余剰在庫廃棄削減（CO2 排出 5%低減）。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担 15%軽減。地方光回線普及義務化で IP 放送推進し、情報格差埋めと通信全体 CO2 排出 5-10%低減を実現。 これで金儲けを終わらせ、持続可能な社会を構築できます。 報告（案）に公共料金化を強く反映を求めます。		
5	全般	本件、非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件の全般につきまして賛成いたします。 非常時における事業者間ローミングについて、「被災事業者」の初出部分には、被災事業者（電気通信事業者）（以下、「被災事業者」という。）などの定義した方がよろしいのではないでしょうか。電気通信事業者が対象であることは、明確ではありますが、他省庁の報告書などでは、限定又は分類記載されている例もあるためです。 技術の進展により、複数の携帯キャリアを一つのスマートフォンへ掲載でき、切り替えが容易なデュアル SIM 端末の使用や、スマートフォンでの衛星通	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。 ご意見を踏まえ、「被災事業者」の初出箇所については、携帯電話事業者を指している旨の脚注を追記します。	無 有

	信サービス使用も可能となっています。そのような状況ではありますが、この非常時における事業者間ローミングの意義が失われることはないと考えますので、早期実現を切望いたします。		
第１章 1.1	利用者が非常時事業者間ローミングを円滑に利用できるようにするため、周知内容について整理頂いたことに感謝申し上げます。 整理頂いた内容は、MVNO からも MVNO 利用者に対して周知を行い、まずは本取組みを認識頂くこと、さらに発動時に円滑に利用できるようにしていく必要があるものと考えております。 MNO においては、周知の手段・内容等について MVNO に事前に情報提供頂き、MVNO 利用者に対して効果的な周知を行えるようにご支援をお願いいたします。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。 報告（案）IV第３章 3.3 に記載のとおり、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）においては、自らの利用者がローミングサービスの提供を受けられるかどうかを把握できるよう、導入予定の有無や時期について、MNO による導入準備が完了次第、早期に周知することが適当であると考えます。あわせて、MNO においては、MVNO が非常時事業者間ローミングの導入を早期に判断し、提供準備ができるよう、引き続き、MVNO に対して情報提供や必要な手続きの調整を速やかに進めていくことが適当であると考えます。	無 無

第１章 1.1 p. 11	本案に賛成いたします。 あわせて、より充実した広報、具体的な利用者向けの訓練やリハーサルについて、対応強化を希望いたします。 一部の端末機器の事業者間ローミングにおいて、利用者による「手動」での切り替えが必要と考えます。本件に関する利用者に向けた周知広報、防災イベントでの訓練やリハーサルも極めて重要との認識です。 利用者が混乱しないよう、適切かつ丁寧に訓練を行っていただき、特に高齢者やデジタル弱者に向けての対応が必要と考えます。 これら訓練は、自社の携帯電話利用者だけでなく、他社の携帯電話利用者、MVNO 利用者などに向けて網羅的に、かつ総括的に実施していただきたいと考えております。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。 より充実した周知・広報や、利用者向けの訓練等について、MNO 各社において、御意見も踏まえつつ検討していくことが適当と考えます。	無 無

第１章 1.2.6 p. 20-21 1.1 p. 12-13 （周知・広報の対象）	幅広い契約層向け防災イベントでの訓練、特に各自治体における防災イベントでの訓練に対し、MNOの強力な支援・運営を希望します。 本案に賛成いたします。 あわせて、携帯電話でのインターネットが使えていない方々に関する周知・広報について、特に大規模災害時の想定訓練などへの対応強化を希望いたします。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。 報告（案）IV第１章 1.2.6 に記載のとおり、MNO 各社は、訓練・防災イベントを活用した周知・広報について検討を行い、MNO が実施・開催している総合防災訓練や防災教室等のイベントにおいて、説明用 PDF の配布、動画放映等の周知・広報を行うことを検討していると承知しております。	無
1.1 p. 15	利用可能な端末情報の確認範囲の目安に一定の考えを示していただき、有意義だと考えております。 一方、使い慣れた携帯電話を長く使う傾向がある年齢層などの存在も考慮いただき、最大限の救済を図っていただきますよう希望いたします。	利用可能な端末情報の確認範囲について、過去端末、過去 OS、その組み合わせ等を全て記載することは困難であるため、最低限の確認範囲の目安を４～５年としているものです。	無
第２章 2.4 p. 31 図 11	本案に賛成するとともに、さらなるローミング発動の所用時間短縮に向けての取り組みを希望いたします。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。	無

	第3章 3.3 p. 40-42	MVNOがMVNO利用者に対して非常時事業者間ローミングが導入できるよう、フルMVNO及びライトMVNOそれぞれの接続方式が明確化されたことに賛同し、感謝申し上げます。 MNOにおいては、MVNOが非常時事業者間ローミングの提供準備を着実に進められるよう、MVNOに対して具体的な情報提供や必要な手続きについて、適切にご案内頂きますようお願いいたします。 あわせて、総務省及びMNOにおいては、MVNO利用者が安心して非常時事業者間ローミングを利用できる環境整備に向けた継続的なご支援をお願いいたします。	報告（案）に対する賛同のご意見として承ります。 報告（案）IV第3章3.3に記載のとおり、MNOにおいては、MVNOが非常時事業者間ローミングの導入を早期に判断し、提供準備ができるよう、引き続き、MVNOに対して情報提供や必要な手続きの調整を速やかに進めていくことが適当であると考えます。	無

6	全般	接続先ネットワークの設定パラメータをユーザーが認識・変更するために必要となる、ディスプレイ等のマンマシンインターフェースを設計・製造時から具備していない、車載通信端末（車両に埋め込み実装済みの通信ボード等）を含む IoT 機器については、非常時において実質ユーザーがパラメータの設定変更を行うことが困難なことに加え、適用のための機能を日本市場のためだけに開発・実装するための費用・リードタイムが甚大なことからも、本件義務化の適用対象からは除外して頂きたい。可能であれば、緊急時に特定のネットワークを端末側でユーザーが選択することなく、アクセス（RAN）側で自動的に有効なネットワークに接続される、欧州で容認される方向にある周波数を含むマルチキャリア間共有の仕組み MOCN の導入が検討されることが望ましい。また、万が一電波法・電気通信事業法に係る技術基準が改定される場合には、自動車及び搭載コンポーネントの開発に少なくとも 3～5 年を要することを考慮のうえ、施行にあたっては車載端末について十分な適用猶予期間を設けて頂きたい。	御意見のありました技術基準につきましては、情報通信審議会一部答申（令和 6 年 12 月 17 日）を踏まえ、端末設備等の技術基準について、省令・告示が改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）されたものと承知しています。 なお、改正省令においては、「技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたもの」について、令和 9 年 9 月 30 日までに技術基準適合認定等を受ける場合について、非常時事業者間ローミングに係る機能を適用しないことと規定されているほか、改正省令・告示の施行の日前に技術基準適合認定等を受けた端末機器の技術基準は従前のとおりとすることができると規定されていると承知しております。	無